が、当該高度デジタル人材訓練を受けた被保険者一人につき、次の(イ)から(ハ)までに掲げる一の高度デジタル人材訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(イ)から(ハ)までに定める額を超えるときは、当該定める額。ただし、オンライン訓練又は通信制訓練のうち、人材開発統括官が定める訓練を実施した場合は、二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）。）

(イ)～(ハ)　（略）

(ii)　（略）

(2)　（略）

ニ　（略）

ホ　前号ホに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　情報技術分野認定実習併用職業訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費及び資格試験の受験手数料並びに情報技術分野認定実習併用職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料、受講料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の四十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の六十）（中小企業事業主にあつては、百分の六十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の七十五））の額（その額が、当該情報技術分野認定実習併用職業訓練を受けた情報技術分野認定実習併用職業訓練対象者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の情報技術分野認定実習併用職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額。ただし、オンライン訓練又は通信制訓練のうち、人材開発統括官が定める訓練を実施した場合は、十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）。）

(i)～(iii)　（略）

(2)・(3)　（略）

ヘ　前号ヘに該当する事業主　次の(1)から(4)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該(1)から(4)までに定める額

(1)　前号ヘ(1)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(i)　（略）

(ii)　その雇用する被保険者に与えた有給の長期教育訓練休暇の時間数（当該被保険者一人につき、千二百時間（中小企業事業主にあつては、千六百時間）を限度とする。）を合計した数に八百円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主又は中小企業事業主にあつては、千円）を乗じて得た額

(2)　前号ヘ(2)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(i)　二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、二十四万円）（前号ヘ(1)(i)の措置を新たに行つた事業主に限る。）

(ii)　その雇用する被保険者に与えた有給の長期教育訓練休暇の時間数（当該被保険者一人につき、千六百時間を限度とする。）を合計した数に千円を乗じて得た額

(iii)　被保険者一人につき、次の(イ)から(ハ)までに掲げる期間（当該被保険者が有給の長期教育訓練休暇を取得した期間のうち、当該期間において当該被保険者の業務を処理するために必要な労働者を雇い入れ、又は派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けた期間に限る。）の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(イ)　三十日以上九十日未満　二十七万円

(ロ)　九十日以上百八十日未満　四十五万円

(ハ)　百八十日以上　六十七万五千円

が、当該高度デジタル人材訓練を受けた被保険者一人につき、次の(イ)から(ハ)までに掲げる一の高度デジタル人材訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(イ)から(ハ)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(イ)～(ハ)　（略）

(ii)　（略）

(2)　（略）

ニ　（略）

ホ　前号ホに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　情報技術分野認定実習併用職業訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費及び資格試験の受験手数料並びに情報技術分野認定実習併用職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料、受講料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の四十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の六十）（中小企業事業主にあつては、百分の六十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の七十五））の額（その額が、当該情報技術分野認定実習併用職業訓練を受けた情報技術分野認定実習併用職業訓練対象者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の情報技術分野認定実習併用職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)～(iii)　（略）

(2)・(3)　（略）

ヘ　前号ヘに該当する事業主　次の(1)又は(2)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該(1)又は(2)に定める額

(1)　前号ヘ(1)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(i)　（略）

(ii)　その雇用する被保険者に与えた有給休暇の時間数（当該被保険者一人につき、千二百時間（中小企業事業主にあつては、千六百時間）を限度とする。）を合計した数に八百円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主又は中小企業事業主にあつては、千円）を乗じて得た額

（新設）